

# 文化の革新としての次世代再生産

丸山 茂

## ◀ キーワード ▶

少子化、次世代再生産、婚姻家族、特別養子、排他的親子関係、  
再編家族、嫡出性の原理、家族政策

## ◀ 要 旨 ▶

多様な要因が絡み合う次世代再生産の問題を家族の視点だけから解明することにはもちろん限界がある。そのことをふまえた上で、出生行動に影響する家族慣行の変化を「排他的親子関係」「嫡出性の基礎としての婚姻家族の衰退」「職業生活と家族生活」「世代間の連帯」について考察していくと、以下の事実が明らかになる。現在の出生行動や子育て環境は、婚姻家族規範の強制と動揺の中で、新たな指標も見いだせず方向性を失った状態にあるということである。「排他的親子関係」は、嫡出家族における父母と子どもという閉じられた関係を子どもの育成の基本とすることを意味している。この排他的親子関係は、子育てのネットワークを社会的に開いていく契機を持たないところに特徴があるが、再編家族や特別養子をとおして、排他性を見直すべき現実が拡大していることがみえてくる。日本社会の強固な嫡出性の原理の存在についてみると、婚姻内で子どもを産むという規範を強いることによって、性行動と生殖行動がライフサイクルの中でいっそう分断され、晩婚化と相まって子どもを産みにくくしているとみることができる。また女性労働の社会的重要性にもかかわらず、職業生活と子育てとを両立させるための社会的な措置が、働くものの具体的なニーズに応じて作られているかも問題であり、フランスとの比較をとおしてみれば、それが不十分であることも明らかである。さらに、世代間の連帯を祖父母と孫との関係でみると、父系性が衰退し、夫方、妻方の双方が孫との関係を親密に形成することが多くなっている。その親密さは、子どものしつけには介入しないという距離を置いた連帯関係となっている。これらの家族慣行の変化をとおして読み取れることは、象徴としての婚姻家族の衰退であり、新しい象徴体系としての家族像が求められているということである。次世代再生産の問題もまた、この文化の革新の中で解明されていかなければならない。

「多様化する家族と次世代再生産」のテーマは、考えていけばいくほど大変な難題であることに気づかされた。もちろん家族が多様化しているということ、「近代家族」との対比の中で描くことはそれほど難しくはない。むしろ、多様化する家族の変容についてはことあるごとに提起し、それは私のもっとも大きな関心の対象であり続けてきた。次世代再生産についても、平成12年から14年にかけて厚生科学研究費の「先進諸国の少子化の動向と少子化対策に関する研究」に加わ

り、フランスの家族政策や国民家族会議の内容、さらに雑誌『Paniraiques』のフランス少子化対策に関する大胆な提言を取り上げたことがある。だから、もともとは内容も目的もことなるこれら二つのテーマの重なり合う部分、つまりは家族政策の変容に関する部分をつきあわせていけば、求められている課題に対する何らかの回答を出すことができると少し安易に考えていた。つまり、変化していく家族に対してそれに対応する家族政策が適正に実施されるならば、次世代再生産

の問題は多少なりとも〈望ましい〉方向へ向かうことができるという観念を無意識のうちに受け入れていた。そのため家族の変容とそれに対応する家族政策の転換を論じていけばそれで十分であると考えていたのである。しかし問題はそれほど容易ではないようである。

第一に「変わりゆく『家族』と次世代再生産」の全体テーマは、家族の変化が次世代再生産に影響しているとの考えを暗黙裏に前提としているようにみえる。おそらくそのことは間違っていないだろうけれども、多様化する家族の現実がもたらされた要因が自明ではないのと同じように、家族の変化のベクトルに対して人為的になし得ることは何かということもそれほど自明ではなく、また次世代再生産への影響力も確実に証明されているわけでもない。自明なことは、それらの変化の中で生まれてきた男女の共生、女性の権利、子どもの権利というイデオロギーの社会的公認であるが、それもまだ未完である。

未完だというのは、ひとつは最近の地方自治体に散見されるようになった「ジェンダーフリー」の用語を公式文書から廃除しようとする動きにみられるような性別役割観念の根強い残存である。現在の社会においても、さまざまな家族観が併存し、同調と対抗とを繰り返している。いまひとつは、女性の権利の主張が「産まない自由」を内包する中で、次世代再生産を試みるという要求はある意味でパラドクサルな課題をかかえているということである。

第二の問題は、次世代再生産の要求の社会的価値についても、共通の理解が成立しているとはいえないことにある。人的再生産の必要性を社会の緊要の課題として肯認するのかどうかさえ共通の理解のないところで、次世代再生産が論じられるならば、その議論の焦点は定まりようもない。子どもの権利、女性の権利が社会的な承認を得ている程度に次世代再生産の社会的必要性が認められて、さまざまに衝突し合う権利の中に、この問題にも重要な位置を与えるかどうかはいまなお定かではない。つまり次世代再生産が女性の権利と対立するようなことがあれば、そこに調整の必要性を認めるかどうかである。

第三に、子どもの育成についての役割配分を社会的にどう考えるかについての合意が成立しているかということである。子どもの権利条約に象徴されるように、子どもは個人としての人格の独立が認められ、自ら発展、成長していく存在であることが容認され、その権

利の実現は、社会の課題となったとみることができる。いいかえれば、親のもとで排他的に行われた子育てが、社会に開かれたものであるということを理論的にも鮮明にしたのだと理解することができる。子どもは家庭的環境の中で育成されることについての権利も有しているとされているが、そこでいう家族はかならずしも嫡出家族を前提としたものではないということが示されているとみることができ、家庭的環境を誰が与えるかが新たな問題となるということを意味している。

第四に、家族政策のありかたに関して、原則的には水平的配分を基本とする出産奨励策において、階層化する社会のさまざまなニーズをどの程度考慮に入れるかによって、垂直的配分という社会的保護を目的とする本来の家族政策との関係でどこまで「社会的正義や公平」が貫かれるかという問題も大きな問題であるとおもわれる。

このように少し考えてみただけでも、次世代再生産を取り上げ、議論の対象とする場合に扱うべきテーマはきわめて多岐にわたるであろうことが想像できる。また目標の社会的価値すら一致していないときには、議論は迷走し、多くの議論が部分的にすぎないことを覚悟しなくてはならないし、おそらくある特定の権利の実現や救済の視点から記述するだけでも充分ではなく、さまざまに絡み合う線解きほぐしていく作業が必要となるであろう。

そのような自らの限界を前提にしたうえで、家族に関わる問題として「排他的親子関係と親子の変容」「婚姻家族の衰退と次世代再生産」「職業生活と家族生活の両立」「世代間の連帯」を取り上げ、フランスの経験をも参照しながら、家族と次世代再生産という課題の持つ複雑性を認識し、解くための一助としたいと考えている。

## 1. 排他的親子関係と親子観の変容

「近代家族」というものの実在性はそれほど強固なものではなく、ひとつの社会に多層的に存在する家族形態の中で支配的な地位を持ち得たのは、フランスでもいくら長く見積もっても19世紀初頭から20世紀半ばまでであり、日本においても1920年頃から戦後のある時期まで続いた、たかだかここ50年くらいのものにすぎない。近代家族の意義については、フェミニストを中心にその定義づけに関してさまざまに論じられているが、近代家族の特徴として、最近になって少子化



をあげる見解が出ている<sup>1)</sup>。この見解は、近代家族の登場の与件として、出生率と死亡率の低下が人生の安定的な関係を予見させ、家族の情緒的関係を醸成したことを取り上げている。その結果、近代家族では継続する人間関係を持ちえた家族の中で、少ない子どもに深い愛情を注ぎながら養育していく、子ども中心主義が登場するのだというのである。このような見方では、近代家族が少子化をもたらしたのではなく少子化こそが近代家族の成立条件であったということになる。この社会学的な議論を念頭に置けば、少子化は近代家族そのものの属性であるということになるので、社会の象徴体系としての近代法の中に近代家族の特質が取り込まれていて、子どもの養育が第一義的に家族の責任であることは当然のことだということになる。近代社会は、社会の基礎的単位としてそのようなモデル家族を措定しているのである。

近代家族モデルでは、性と生殖の営みは、婚姻の中においてのみ行われ、男女の生物学的差異を前提として「自然の」性別の中にセクシュアリティを囲い込み、血縁を基礎とした親子関係によって家族は成り立つと考えられている。つまり、社会的に承認された婚姻という唯一の男女関係の中で、嫡出推定がなされ親子関係が確定されることを原則とし、その正当な親子関係においては、唯一法的な親だけが子どもの養育責任を負うという「排他性」を持った関係が常態とされるのである。父と母と子どもという自己完結した婚姻家族において子の社会化が実践されることが期待され、家族というプライバシーの支配する「私」の領域には「公」の介入は原則として許されず、国家による介入は、家族関係が解体するときに例外的措置として行われるというレトリックが支配することになった。婚姻家族における親子関係の「排他性」というこのような性格が、どのような限界を持っているかをここでみておくことにしよう。

日本で1987年に設けられた特別養子縁組という制度は、親が子どもを養育することが困難な場合や虐待をするなど「子どもの利益」が害されているときに、親から子どもを切り離して、その子どもを他の夫婦の養子とし、実親との法的関係を断絶するというものである。特別養子の要件では、子どもに家族的環境を与えるため、実際の親子程度の年齢差を養親と養子との間に要求しているし、試験養育期間において親子としての関係が通常の形で成立しているかどうかをみてい

くことになっている。つまり、特別養子では、要保護児童に家族を与えるとの名目で、実親との関係を絶ち、排他性を持った婚姻家族を擬制していくのである。そこには「子の利益」のためには婚姻家族がもっとも適合的であるという考えに立って、実親との断絶のあとにふたたび排他的な親子関係を構築していこうとする意図をみることができる。

この婚姻家族を模倣していく特別養親子関係は、血縁を基礎とした実親子関係の外で親子関係を作り上げるという意味では、広義の擬制的親子関係だとみすることもできる。しかし、民族学や人類学でいわれる擬制的親子関係は実はこのようなものではない。もともと擬制的親子関係というのは、「生物学上の親子ではなく、社会的文化的に親子関係として想定される結びつきを制度的、非制度的に取り結んでいる関係」と定義されるようなものである。擬制的親子関係には、さまざまなものがあるが徒弟関係における親方/子方、成人儀礼における烏帽子親、ゴッドファーザーのような名付け親などをその例としてあげることができる。この擬制的親子関係は、多産多死の社会で労働力確保のためのネットワークを形成するという目的や、最小単位である家族の外に社会的なネットワークを形成し子の養育を行う、という共同体による養育責任の分有の意味を持っていたのである。共同体による養育責任が学校と家族の問題として個人主義的に編成されるようになって、擬制的親子関係は国家のパターナリズムの中に吸収されるようになったということがいわれている<sup>2)</sup>。つまり、開かれた関係、社会のネットワークにおける子育てシステムが擬制的親子関係というものなのである。これに対して、婚姻家族における養育は排他的に家族が行い、教育に関しては国民国家の公教育という名のもとに学校をとおして行われ、家族やその構成員は国家との直接の関係におかれ、あらゆる社会的領域のネットワークの排除を意味するシステムでもあったといえることができる。すなわち、婚姻家族における親子関係の排他性は、同時に共同体的なネットワークの排除だとみなしなければならないのである。

親子関係の排他性については、もうひとつ「再編家族」についても考えてみる必要がある。再編家族は再構成家族などとも呼ばれているが、法律婚にあるカップルあるいは事実婚カップルが離別をしたのちに新たなパートナーと作り上げる家族のことをいう。このようなカップルは過去においては、離別の原因が死亡で

あって寡婦が再婚をすることによってできることが多かった。前配偶者は死亡しているので、この場合には再婚相手あるいは事実婚の新しい相手との間で婚姻家族に模した排他的な親子関係を成立させることはそれほど無理なことではなかった。

現在の離別は離婚がほとんどなので、離別後に新たなカップルを作るとしても、前の配偶者は生存していて、子どもにとっては別れた実親と、一緒に生活する他方がパートナーとして選んだ相手との二重の親子的関係ができてしまうという点で、再編家族の構造は寡婦の場合とはまったく違ったものになってくる。親としての行動をとるものが、子どもにとって複数いるという事態は、実は日本の普通養子においてもみられるもので、本来めずらしいことではないとも言えるが、普通養子の場合には子どもは養方の婚姻家族に取り込まれ、そこで排他的な関係を持つことが暗黙裏に了解されていた。再編家族の場合には、実親と新たな生活上の親とが、一方は法的な関係に基づいて、他方は事実上のものとして子どもの養育に関わり、この親役割を果たす2人の大人と子どもとの関係は複合的なものになるのである。

このような家族は、これまでの婚姻家族観においてはまったく参照基準を持たない新しい家族関係だということができる。この問題は離婚が婚姻の30パーセントを超え、法的あるいは事実上の再婚もふえる中で、新たな家族のありかたを模索する必要性を感じさせる大きな問題となっている。フランスではこの問題は「複合的親性」という用語法のもとに、婚姻家族とは違った家族の参照基準のもとに、新たな家族の「制度」を模索する作業として位置づけられている。その理論的代表者であり、現代の家族法改正に対して理論的基礎を提供し続けているフランスの社会学者イレーヌ・テリーは、この問題を取り上げて次のように述べる<sup>3)</sup>。

現代の再編家族においては、親子関係の継続性を尊重すべきとする傾向が強まり、新しいパートナーである事実上の親（義理の親）もまた親代わりであることを拒むようになってきている。しかし子どもとの生活を営むこのような関係について、社会はモデルを持たず、したがっていかなる用語法も持っていないので、この伝統的な枠組みを超える家族は日常生活においても困難な状況におかれている。しかしこのような困難は、まったく克服できないというものでもなく、実際事実上の親は「親でもなく、友達でもない」という二重の

否定の意識を克服し、親族関係上の親子関係を脅かすことなく、子どもとの間に権利、義務あるいは禁止の総体としての世代的な関係を積極的に構築しようとしている。しかしながら、現在の法体系はこのような関係に対して全くの沈黙を守っていて、共通の表象は形作られていない。

このようにイレーヌ・テリーはいい、再編家族の問題は、「現代家族のありかたに対する政治的な関心を基礎づける社会の基本的な課題というにふさわしいものである」と語り、家族観念の新たな現代的構築が求められるというのである。

いまこのような家族の表象の転換が求められる中で、フランスでは特別養子のフランス版である完全養子<sup>4)</sup>において、親子関係の断絶への疑いが持たれるようになってきている。子どもの権利としての親を知る権利と断絶養子とが矛盾し、さらに婚姻家族としての親子関係の排他性に疑いが持たれるようになって、ここでも複合的な親性が模索されようとしているのである。このような動きは、単に子どもの権利条約の影響という法的次元だけで理解されるものではなく、婚姻家族が「私」の領域に排他的に囲い込んだ子どもの養育を再び共同性のもとで捉え返す歴史的な動きとして理解されなければならない。このミクロな家族的世界における閉鎖性からの脱却は、子育てにおける開放性の問題を提起しているという意味で、次世代育成の問題とも決して無関係ではあり得ないはずである。次世代育成の課題は、このような家族的文化の革新ともいべきものと深く関わっているということ認識することが必要である。

## 2. 婚姻家族の衰退と次世代再生産

複合的親性の問題をとおしても象徴体系としての家族の変容をかいまみることではできるが、家族の多様化といわれる現象についてここで改めてみておくことにしよう。家族の多様化といわれるものが、家族形態の多様化をとおして語られる近代家族のモデル機能としてのゆらぎをさしていることは、いまや共通の認識になりつつある<sup>5)</sup>。婚姻家族として捉えることができる近代家族は制度としての性格を強く持っていて、さまざまな規範の集合によって枠組みが形づけられており、定型性が与えられていることが大きな特徴である。男女の結合であること、性別役割分担を内包し、貞操義務によって性を婚姻へ閉じこめ、その結果もたらされ



る嫡出推定をとおして親子関係を確定することによる生殖行動の制限、またさらに、制度としての婚姻家族は「社会の基礎的単位」として永続性を持つことが期待されており、離婚は例外的なものとして位置づけられるか、ある種の病理現象として意識されてきたのである。したがって、次世代再生産もこの婚姻家族をとおして行うことが原則であり、婚姻へ向けた当事者の了解と承認には、子どもを作ることが当然の前提とされてきたといわれる。

このような婚姻家族の中心性は、西欧世界では1960年代から大きな変化をみせるようになって、現在では婚姻家族を家族の原風景として位置づけることは難しくなってきた。その変化は、ひとつは離婚が大幅に増大し、婚姻の30パーセント以上が離婚によって解消されるようになったことである。婚姻は、当事者個人がそれぞれの婚姻に込めた意味や要求を受け止める不定形の器でしかなくなり、その欲求が充足されるならば維持し、されなくなれば解体していくようなものになっていったのである。このような中での再婚率の上昇を考慮に入れるならば、婚姻は特定の期間においては一夫一婦制の規範が維持されるが、ライフコースの観点からみると継起的な多妻多夫制の性規範が容認されつつあるともみることができるといえる。再編家族はこのような事実の中で生まれてくる新たな家族形態の問題なのである。

他方で、非婚現象という婚姻制度への拒否の態度が広く浸透し、拡大していつている。フランスでは事実婚が増大し、2002年のフランスでは76万人の新生児に対する婚外子の割合は44.2パーセントであり、婚姻に基づいて出生するという規範は崩れ去っている<sup>9)</sup>。生まれてくる子どもの半分に近い数が、婚外で産まれるということになれば、嫡出非嫡出の区別も不要になり、親子関係を婚姻を基準として決定するということが無意味になってきて、親子関係の確定における嫡出推定の役割も後退してくる。日本では、フランスと異なり事実婚は浸透しておらず、生まれてくる子どもの中で婚外子の占める割合は、近年になって増加しつつあるものの、2002年でわずかに1.87パーセントにすぎない<sup>10)</sup>。この意味で日本においては、婚姻中に子どもを産むという嫡出性の規範は行為規範として広く存在しているといえる。その反面、晩婚化の現象は拡大しており、平均初婚年齢は男子で29.1歳、女子で27.4歳となっており、フランスの30.2歳、

28.1歳に近くなっている。この事実からみると、フランスでも日本でも婚姻の価値は低下しているといえるが、事実婚の中で子どもを産むという点にみられるように婚姻価値と事実上の共同生活を等価におくフランスとは異なり、日本は子どもと婚姻とを結びつけるという婚姻家族の建前は維持しつつも、晩婚、非婚という態度で婚姻を忌避しているところが異なっているとみることができ、したがって日本では晩婚化によって出産行動が回避されるという結果をもたらすことも想像に難くない事態だといえよう<sup>11)</sup>。

カップルが、子どもを持つことを決めるに至った、あるいは延期した原因は何かについての調査をふまえて、フランスの人口統計学者アンリ・ルリドンは、次のような興味深いことを述べている<sup>12)</sup>。

「子どもが欲しくないなら結婚するまでもない」「子どものいない結婚は本当の結婚じゃない」。このように、伝統的な婚姻観は生殖に結びつけられていたもので、子どもを持たないという選択をした夫婦がいると、なぜ結婚したんだといった声かけられることも多かった。しかし、いまではこの様相はすっかり変わってしまった。婚姻価値の後退によって純粋にカップルの価値が追求され、来るべき子どもとは無関係に、なによりもまずカップルそれ自身を考えるようになった。カップルになるときは、子どもへの意思はあいまいなものであり、作るかどうかもちろろん拒否するということが明らかなでない。子どもを産むという決断は、共同生活の中でお互いの観察と実験を経た後、2人に共通する本当の計画を実行し、その企図の成功を具体化させたいと望むときに、お互いの子どもを作ろうとして、実行されることになるのである。フランスでは婚外子が多いといわれるけれども、単身のいわゆる未婚の母は100人の子どものうち3ないし4人であり、この数字はほとんど変化していない。結婚するかしないかにかかわらず、ほとんどの子どもがカップルの中で誕生していることからすれば、子どもは結婚の理由ではないけれども、カップルを続けていこうという意思の表明だとみることができるといえる。

ルリドンによれば、婚姻と子どもを持つ計画、生殖とは切り離されたけれども、カップルとしての安定性を確認するものとして、子どもを持つことが実行されるということなのである。したがってカップル化がすすんでいけば子どもを産む可能性は与えられているといえる。

カップル化がどのくらいであるかをはかることは、カップルが制度の外側で生起することからすれば、事の性質上正確に知ることは不可能といってもよい。日本では、いずれ結婚するつもりと考えているものが男子で85.9パーセント、女子で89.1パーセントも占めながらも、結婚するかしないかは個人の自由であるとするものが70パーセント近くいて、また自分の理想にかなった相手が出てくるまでは結婚する必要はないとの考えともあいまって、結婚しないという現実がもたらされている。他方、婚姻前の性交渉は、半数以上の男女が経験しているという事実がある。このようなことからみれば、カップル化は少なくないと思積もることができ、それは子どもを作るほどの確実なものではないとみることができよう。このような事実からすれば、日本でも婚姻家族の制度的性格を示す要素の中で、性と婚姻とは切り離され、離婚の増大にみられるように継起的な多妻多夫制の実践が広く拡大しており、婚姻のゆらぎをみることができ、婚姻の制度的な性格を脱却しつつあるということができ。しかしながら、先にみたように、子どもを産むという将来への投機はなお婚姻をとおして行われるという要素にみられる婚姻の強制的契機はいまだに人々の意識の中で強く維持されているというのが現実である。このことは、性行動、離婚という選択においては非制度化、自由化、個人化が浸透拡大していつているにもかかわらず、出生行動においては婚姻家族というファンタジーをまだ捨ててきていないという、アンビバレントな状態にあるとみることができ。したがって、ここで求められるのは、男女の慣習行動に表れつつある非制度的な実践を保障するような、婚姻家族を超える新たな男女関係の象徴体系＝ファンタジーの構築である。その方向性は、おそらく個人の生き方を抑圧し制約することのないさまざまな個人の実践を尊重する多元主義的な社会的編成原理によって支えられるものであろうが<sup>10)</sup>、まだその具体的な姿はハッキリとはみえていないというのも現実である。

### 3. 職業生活と家族生活の両立

日本では1975年を境にして働く女性の数は上昇をはじめ、2003年で2732万人に達し全労働者数6666万人の約41パーセントとなり、日本の社会は男女がともに働いて作り上げられていく社会になっている<sup>11)</sup>。農林業をのぞいた働く女性の有配偶率も75年に50パー

セントを超え、家族生活と職業生活とを二分する伝統的な専業主婦規範が崩れ、なお出産とともに職業活動から離脱する行動は完全には払拭されてはいないけれども、M字型雇用のくぼみの部分は次第に高齢化し、かつ浅くなりつつある。女性労働の拡大は、雇用者として賃金を得るという形では男性に近くなったと言えるが、女性雇用の42.7パーセントがパートタイムや派遣の不安定就労であり、男性との関係だけでなく、女性雇用者の間でも差異が存在している。こういった矛盾を含みながらも性別役割分担の社会的転換がすすんでいく中で、なお家庭内での性別役割分担は、依然として根強く、男性の家事従事の時間は週に6時間程度であり、育児休業を取得するものも男性ではわずかに2.4パーセントにすぎない。子育てによる負担は依然として女性の側に重くのしかかっているのである<sup>12)</sup>。

このような中で、男女共同参画社会の理念は、保守派の抵抗を受けながらも、政治、社会、職業、家庭生活のあらゆる活動領域における男女の共生を目的とする社会空間の変容をめざす総合政策としてほぼ政治的、社会的な承認を受け、いまでは政策の中心課題となっている。他方で、少子化圧力に対する対策として、2003年7月に「次世代育成支援対策推進法」が制定された。推進法では、国が行動計画策定指針を策定し、これに基づいてすべての都道府県および市町村に子どもの育成環境整備に向けた「地域行動計画」を策定することを義務づけ、また300人以上の企業や特定事業主(国・地方公共団体)に対して、育児休業の取得促進などの具体策を盛り込んだ「事業主等行動計画」の策定を義務づけられることになった。これまでの「子育て支援策」が、行政による家族生活と職業生活との両立を支援するものであったのに対して、企業を取り込んで「公」と「私」を超えた社会の中で、さまざまなセクターを動員して子どもの育成をはかろうとするところに新たな取り組みがみられるといえなくもない。

この法律に基づいて、地方公共団体はそれぞれに次世代育成支援についての行動計画策定に関する計画を公表している。たとえば札幌市では、札幌市次世代育成支援対策推進協議会が開催されているが、そのメンバーには子育て関係団体代表も含まれるとされている<sup>13)</sup>。しかしながら、そのメンバーをみると、大学教授、幼稚園連合会会長、PTA協議会会長など、教育機関あるいは半公的機関の代表がそのほとんどを占め、子育ての悩みを持つ人や、障害者を支援するNPO団



体の代表は、市民代表として選出されているかどうかは不明であるが、1人も含まれていない。これはひとつの例にすぎないが、ここにみられるように次世代育成支援法は、企業文化の変革をめざすものであると同時に、「公」と「私」の垣根を取り払った新しい社会空間の創造をめざしたものでなければならないものであるにもかかわらず、あくまでも「官製」のものにとどまろうとしているところに、限界がみえ隠れしている<sup>14)</sup>。

家族生活と職業生活の両立を支援する家族政策のありかたは、女性のさまざまな選択と多様な家族のニーズに応えるような形で行われなければならない。日本の家族政策が、推進法を契機としてどのような展開を示すかはこれからの課題であるが、フランスでは、社会党のジョスパン政権下で家族政策の大きな転換が実行された。この点を、参考までにみておくことにしよう<sup>15)</sup>。

フランスでは、1994年の家族に関する法律によって、家族政策を国民の前に明らかにするとともに、国民的合意のもとに家族政策の形成をめざす「家族国民会議」の開催が義務づけられた。法律第41条では「政府は家族運動やそれにふさわしい組織を動員するために、毎年『家族国民会議』を開催しなければならない」と規定し、この家族会議は公権力にとって家族政策の基本方針を提示する場であるとともに政府にとっては政策の進展状況を示す場としても考えられている。家族会議には、首相を始め、関係省庁の大臣、UNAF(フランス家族団体国民連合)に属する家族運動に関わる社会保護団体、民間団体、社会的パートナーの代表者、国会議員および地方公共団体の議員、賢人会議のメンバーや農業社会相互中央金庫の総裁、国民議会の家族予算に関する報告者などの有力者が加わっている。毎年一回開催されることになっている家族会議は、1998年以降、政府決定を明らかにし、家族政策の将来を展望するという意味において重要な位置を占めるようになってきている。

2000年の家族会議で当時の首相ジョスパンは、これからの家族政策はそれぞれの家族のニーズに応じたものでなければならないとして、次のように述べている。「今日ここで提案されているさまざまな施策の全体が、新たな弾みをもたらすのは確実であり、そこに示される方向性は明らかである。すなわち、われわれの政策は、確かに家族に向けられているものであるにしても、

その家族は多様性の中に存在しているさまざまな家族なのである。

なぜなら、両親が抱えている子どもの幸福や成功への期待は、昔に比べるならばしばしば熱狂的にすらなっているにしても、それらの期待は非常に多様な家族状態の中に刻印されているものなのである。あるものは結婚し、他のものは結婚しないか、あるいはいますぐにはしようとしなない。あるものは別れている。あるものは、結婚しているかないかにかかわらず、2人でその子どもたちを育てている。他のものは、——それは女性が大多数であるが——1人で子育てをしている。結婚をしあるいはしないで、ひとり親で、再編家族で……というように、今日の家族はさまざまな表情を見せているのである。

家族政策は、両親への効果的な援助を行い、その施策の中で彼らへの思いやりを示していくために、変化したもの、安定し続けているもの、慣習の発展、獲得した自由、と同時に新しく生まれた不安定な状態を考慮していかなければならない。個々人の自由を尊重した上で、鋭く対立する価値観に配慮し、家族政策は家族の発展に沿っていかなければならないのである。そのような政策は普遍的なものであり、あらゆる子どもたちを受け入れ、彼らに寄り添っていくことが、国民の全体の選択であるようにならなければならない。いまここで開かれている会議は、まさしく家族についての会議であり、全ての家族——このようにしてあり、このようにしてあろうとする——それはすなわち全ての人のためにそしてそれぞれの個人のためにあり、愛情と連帯と教育の場である家族についての会議なのである。

それぞれの家族が直面するさまざまな固有の困難に対して、われわれの政策は連帯していくのである。その政策は、男女平等(パリテ)を目標としなければならない、なぜなら責任の公平な分担は女性と男性との平等にとって大きな意義を持つからである。それゆえにこそ、政策は家族のもたらした発展とともになければならないのである。

この新たな理念のもと、その年には次のような政策提言が行われ実施された。

#### (ア) 乳幼児の公的受け入れ方法に関するプラン

政府は、養育親手当、乳幼児手当、子育て支援者雇用手当、家庭内監護手当に加えて公的受け入れのための予算を1999年度で53億フラン支出したが、なおその成果は不十分であった。

両親が働きに出ているかあるいはひとり親である3歳以下の乳幼児100万人のうち20パーセントだけが受け入れ施設に預けられているにすぎず、220万人の3歳以下の子どもの全体では公的施設に受け入れられている子どもは9パーセントにすぎない。3歳以下の子どもの4分の1にあたる約50万人は、どのようなやり方の監護を受けているか、あるいは有資格者による監護を受けているのかははっきりしない（近隣者、家族連帯、不法労働、子どもだけである……等が考えられる）。

これに対して、1980年から1993年にかけて毎年600箇所、とくに1985年から1992年にかけては毎年10,600施設の増設が行われたが1997年以降はゆるやかになっており、その過程で受け入れ施設の質が問われるようになった。むしろ今日では、公的受け入れ施設に関しては数ばかりでなく、受け入れ態勢の方が重要な課題となってきている。それは、保育園入所待機児童の増加に加えて、労働時間の非典型化に起因する部分的受け入れ、受け入れ時間の変更を必要としているからである。25-49歳の女性の8割が働くという現実においては、乳幼児の受け入れ態勢の問題は、家庭生活と職業生活の両立にとってもっとも重要な課題である。

そのために政府は、受け入れ施設の拡大をはかるとともに、受け入れ方法の複合化や監護態様の改革をはかるとしている。公的施設の受け入れ態様を改革するための予算を1兆5千億フラン用意し、30,000から40,000人の子どもを受け入れられるようにする。またこの政策は地方議員の団体との協議をとおして実施するとし、地方分権化政策の枠内においてすすめていくとしている。また予算措置はCNAF国民家族手当金庫のアクション・ソーシャル基金においてすでに手当てされている。

#### (イ) AFEAMA(Aide à la Famille pour l'Emploi d'une Assistante Maternelle Agrée) 有資格子育て援助者家族雇用支援手当の改正

0-3歳児の乳幼児220万人のうち幼稚園に通う25万人を除いて、残りの195万人のうち50パーセントは両親もしくは一方の親による監護を受け、13パーセントは育児支援者の援助を仰いでいる。このような事実は、フランスの親が施設による養育よりも家庭内養育を望んでいることの現れであるが、そのニーズに応えるための制度が育児援助者雇用手当である。とくに施

設の供給が不十分な状態にあるときには、このニーズはもっと高まるという良い。しかしながら、人を雇って家庭内で子育てをするのは財政的にかなり困難であるといえる。フランスの庶民的家庭といえる月収15,000フラン(約30万円)以下の家庭は、3歳以下の子どもを少なくとも1人以上かかえるフランスの家庭の70パーセントにあたるが、そのうちのわずかに20パーセントしかAFEAMAの受給者になっていない。したがって、この手当の受給者にだけ監護の選択の自由が与えられているということになるが、一般庶民の家庭では雇用不安や非典型的労働時間への就労によって柔軟で個別的な監護の方法にアクセスできないでいる。

この事態に直面して、政府は従来一律826フランであったAFEAMAの支給額を家庭の事情に応じて類型化し増額することにして、月収9,400フラン以下の家庭に対しては1,290フランの補助、9,400から13,000フランのものに対しては1,020フラン、13,000フランを超える月収の家庭に対しては826フランとしたのである。この補助は、育児支援者の給与の85パーセントを上限としている。

政府は、この手当によって現に育児支援者を利用する12万家族に加えて3万から4万家族がさらに利用するようになるの見積もっている。なおこのための予算は、2001年度で5億フランが予定されている。

#### (ウ) 6歳以下の乳幼児の公的受け入れ施設の質を高め柔軟化するための規制の改正

公的保育所に関する規制は、1974年以来見直されておらず、1981年以降親の実態を反映した規制の改正は、通達でのみ行われているにすぎない。しかも、地方分権化法のもたらした新しいレギュレーションのありかたを反映することもなく、また、家族のニーズや受け入れ施設の多様化にできていない。このような反省に立って、あらゆる公的受け入れ施設(保育園、有資格者による家庭保育、一時預かり所、託児所)に対して適用される法的枠組みを改正するとしている。改正の目的は、供給の質を保障しながら柔軟化へ向けた改善と実行の可能性を探り、両親の参加を求めることにおかれている。

具体的には、新たな運営枠組みとして、地方分権化政策の採用する地方公共団体、県議会議長、乳幼児母性保護局、民間団体、社会指導員等の主たる社会的アクターを動員することを前提として、①親の施設運営

に対する参加を運営上の義務とすること、地方分権化と1989年乳幼児母性保護法の規定に合致するように認可手続きを明確化するように改めること、②さまざまな受け入れ形態を作り上げるために開園時間の延長など運営の柔軟化をはかること、③子どもの数を考慮して施設受け入れ割合を算出し、受け入れ能力を改善すること、があげられている。

このようにフランスでは家族政策は「あるひとつの家族＝婚姻家族」へ向けられるのではなく、「さまざまな家族」に向けられ、多様な生活状態の中に生まれるニーズに応えようとしている。また、フランスの家族政策において注目されるのは、その内容だけでなく、政策決定過程における民主的手続きである。当該の社会問題に関わる社会的アクターが「公」と「私」をこえてバランスよく動員されているという点であり、地方分権化の中のアクション・ソシアルという施策が社会を活性化し、真の「参画」を実現しようとしているところに大きな特徴がある。

このような施策を実施するには、他方で、家族政策を与件として受け止めながら、さまざまな環境下におかれた女性自身がどのような選択や戦略をとっていかうとしているのかを、女性を社会的アクターとして位置づけたうえで、ミクロな視点との総合化を試みることも必要であり、このような研究もフランスでは広く行われている<sup>16)</sup>。

#### 4. 世代間の連帯

内閣府の『平成15年版 高齢者白書』によれば、基本姿勢その1で、「旧来の画一的な高齢者像の見直し 高齢者は全体としてみると健康で活動的、経済的にも豊かになっている一方、その属性に応じて多様であるという実態を踏まえ、健康面でも経済面でも恵まれないという旧来の画一的な高齢者像にとらわれることなく、施策の展開を図る」としている。この点を子育てに関してみれば、多様な状況にある祖父母が、子育てや家族内でどのような役割を果たしているかを若い母親に聞いた調査がある<sup>17)</sup>。それによれば、祖父母は孫の面倒をみてくれますかという問に対して、「よく面倒をみてくれる」「ときどき面倒をみる」をあわせると、妻の母親は80.2パーセント、妻の父が70.0パーセント、夫の母親が64.8パーセント、夫の父が55.1パーセントになっており、結婚後親と別居する夫婦が気心の知れた妻方に育児援助を求める傾向がみられるとされる。

加えて、定年後の自由な時間の出現によって祖父が孫の世話をするという役割を取得した点は注目されるし、「新しい育児におけるサポートネットワークに祖父が大きく登場していること、しかも、妻の父において、とりわけ、その7割が孫の面倒をみているという結果は育児をめぐる親族ネットワークの変化を示すものとして、本調査における新しい知見といえよう」と述べて、子育てをめぐる親族のネットワークの重要性を明らかにしている。またこのようなしつけや育児方法に関する世代間の意見の交流、同調、対立という意識の構造については、かつての夫方の母親が孫を溺愛することによる「おばあちゃん子」という言葉はもはや現実に対応しておらず、夫方の親も、妻方の親も育児やしつけ方法について何も口をはさまないとするものが4割を超え、お互いの領域を尊重し、距離を持った親密さを維持していることが明らかにされている。

このような関係については、フランスでも同じようなことがいわれており、私も家族担当大臣を務めたセゴレーヌ・ロワイヤルの『祖父母の春』を紹介したことがある<sup>18)</sup>。そこで明らかにしたことは次のようなことであった。成人した親子の親密さは相互の自立した愛情に集約され、親と子はそれぞれの立場をわきまえた上で、役割を交換するような関係になり、孫の教育に対しても子どもにまかせて親が古い意見を押しつけるようなことはしない。かといって、依存の関係がないわけでもなく、豊かな親の経済力は子どもの家族の観劇やスポーツの切符を買ってやったりすることをおして子どもの家族の文化的生活を支える資金源になってきているし、孫の生活用品を祖父母が買いそろえてやることもめずらしくない。また、働く女性の3人に1人は、その子どもを祖父母に預けていて、女性労働の拡大、さらにはフランス経済の拡大に隠れた貢献を祖父母は行っている。このようにセゴレーヌ・ロワイヤルの描く祖父母像は若くて、活動的で、人生を楽しむ存在として肯定的に描かれている。この祖父母の姿は、20年近く経た現在もあまり変わっていないが、最近ではひとつ大きな問題と緊張を抱えるようになってきている。それは、子どもが離婚し、新しいパートナーとともに再編家族を作ると、義理の親も含めて子どもにとって祖父母が増えることになるし、通常母が親権者となることから前配偶者である夫方の祖父母は孫との関係を絶たれてしまうことになる。ここでもまた、親子関係の「排他性」が作用し、親族関係

のネットワークが遮断される結果をもたらしているの  
である。

このような問題があるとはいえ、世代間の連帯が  
「新しい祖父母」とおして、どのように行われている  
かも家族と次世代再生産の関わりについて考えていく  
上で、避けることのできない課題であることも確かな  
ことのようにである。

### むすびにかえて

次世代育成の課題への解答を一義的に見いだすこと  
は、少子化の要因が一義的でないのと同じように容易  
ではない。出生行動に対する家族政策の効果もさまざ  
まな要因が重なり合い、錯綜し合っていることから、  
その有効性もわずかなものにとどまるとされている<sup>19)</sup>。  
そのようなことを充分周知の上で、子どもに関わる家  
族の慣習行動の変化を念頭に、「排他的親子観」「婚姻  
家族の衰退」「職業生活と家族生活」「世代間の連帯」  
について取り上げてみた。これらの要因が次世代育成  
の問題にどのくらい関わるかについても確たるものは  
ないけれども、人々の親子観、性、生殖、婚姻行動、  
世代間の関係に変化が現れて、制度的に婚姻家族が果  
たしてきた象徴的機能が不可逆的に後退していること  
はもはや疑うことのできない事実である。そのような  
歴史的現実を前にして、男女の共生、婚姻の制度性の  
衰退、開かれた親子関係をとおして、家族や人間の絆  
をこれまでとはまったく違ったひろがりをもって捉え  
る新しい象徴体系の創出、すなわち文化の革新の時代  
をどう切り開いていくか、ということこそ現在の課題  
であるということができる。

### <注>

- 1) 落合恵美子 2000 『近代家族の曲がり角』角川書店：p.  
21
- 2) 北本正章 1996 『擬制的親子(関係) [ヨーロッパ]』『事  
典家族』弘文堂：pp.256-257
- 3) Théry, I. 1998 *Couple, Filiation et Parenté Aujourd'  
hui*, Edition Odile Jacob：pp.83-86
- 4) 完全養子は、実親との関係を断絶する点では特別養子と  
同じであるが、離縁を認めない点では実の親子に模され  
ており、婚姻家族観が強く現れた子の保護のための養子  
制度である。
- 5) たとえば最近の家族社会学の教科書では、家族の多様化  
や個人化を捉えて「家族革命」と称するものもだされてい  
る。執筆陣の中には、かつては家族の多様化、多元化に距

離を置いてポストモダン家族論とは一線を画していた論  
者もあり、ここにいたって「家族革命」を標榜しているの  
は時代の転換を示すものとして感慨深いものがある。それ  
だけに教科書としても興味深いものだということができ  
る。清水浩昭・森謙二・岩上真珠・山田昌弘 2004  
『家族革命』弘文堂

- 6) フランス人口動態統計研究所 <http://www.ined.fr/population-en-chiffres/france/index.html>
- 7) 国立社会保障・人口問題研究所HP『人口統計資料集  
(2004年版)』[http://www1.jpss.go.jp/tohkei/Popular/Popular\\_f.html](http://www1.jpss.go.jp/tohkei/Popular/Popular_f.html)
- 8) 平成12年度において、15歳以上人口の配偶関係をみると、有配偶率は男性が61.8%、女性が58.2%、未婚率は男性が31.8%、女性が23.7%である。25～34歳の未婚率をみると、25～29歳は、男性が69.3%、女性が54.0%と、平成7年に比べそれぞれ2.5ポイント、5.9ポイント上昇している。また、30～34歳は、男性が42.9%、女性が26.6%と、平成7年に比べそれぞれ5.6ポイント、6.9ポイント上昇している。25～29歳の未婚率がもっとも高いのは、男女とも東京都でそれぞれ79.4%、65.3%となっている。<http://www.stat.go.jp/data/kokusei/2000/kihoni/00/04.htm>
- 9) Leridon, H. 1995 *Les enfants du desir*, Julliard: pp. 211-215
- 10) 丸山 茂 1999 『家族のレギュレーション』御茶の水書房
- 11) 総務省 労働力調査(長期時系列データ) <http://www.stat.go.jp/data/roudou/longtime/03roudou.htm>
- 12) 内閣府 『平成15年版 男女共同参画白書』
- 13) <http://www.city.sapporo.jp/kodomo/jisedai/index.html>
- 14) 村山祐一 2003 「子育て支援策の今日的課題」『「構造改革」と子育て支援』青木書店：p.25 は、地域性を確保し地域のネットワークを生かした子育て支援策が必要であることを強調している。
- 15) 以下の記述は、丸山茂 「フランス女性の地位と家族政策の基調—最近の家族国民会議から」『厚生科学研究費報告書 平成13年3月 先進諸国の少子化の動向と少子化対策に関する比較研究』：pp.202-216の再説である。最近の、「乳幼児受け入れ手当て」の概要については、神尾真知子 2004 「海外法律情報 フランス—新しい家族手当「乳幼児受け入れ手当て」」『ジュリスト』No.1266、有斐閣。
- 16) 丸山 茂 2001 「女性の戦略—「家父長制」をこえて」『叢書 現代の経済・社会とジェンダー 第3巻 日本社会とジェンダー』明石書店：pp.247-271 は、女性の戦略という視点からこの問題を扱ったものである。
- 17) 高橋博子編 1994 『子育てに関わる意識調査書—育児の世代間交流に関する母親の意識』財団法人 母子衛生研究会
- 18) 丸山 茂 2002 「祖父母の発見一孫を持った五月革命世代」『神奈川大学評論』第42号：pp.158-165
- 19) 小島 宏 1994 「先進諸国における出生率の変動要因と政策の影響」『現代家族と社会保障』東京大学出版会：pp.109-128

(まるやま・しげる 神奈川大学教授)